消防計画(小規模用)

(目的と適用範囲)

1	この計画は、消防法第8条第1項の規定に基っ	づき、における防火管理業務について
	必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予	防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的と
	し、に勤務し、出入りするっ	⁻ べての者に適用する。
(乍	管理権原者)	
2	管理権原者は、の防火	ぎ理業務について、全ての責任を持つ。 なお、階段や通路
	等の共用部分等の管理についても、責任を持つ。	

(防火管理者)

3 防火管理者は、この計画の作成及び実行に関する全ての権限を持って業務を行う。

(消防機関への届出等)

- 4 管理権原者又は防火管理者等は、次の各号に掲げる業務について届出、報告及び連絡を行うともに防火 管理業務に必要な書類等を本計画と一括して整備し、保管するものとする。
 - ① 防火管理者選任(解任)届出
 - ② 消防計画作成(変更)届出
 - ③ 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書
 - ④ 自衛消防訓練実施の連絡
 - ⑤ 工事中の消防計画
 - (6)

(火災予防上の自主点検)

5 防火管理者(又は防火管理者が指名する者)は、日常、下表の区分により自主点検を実施する。

点検対象	実施頻度
通路階段等	1日1回以上
防火区画	1日1回以上
消防用設備等	1日1回以上
火気使用設備	毎日終業時

防火管理者は、1か月に1回以上、自主点検を実施し、その結果を保存する。

(避難道路等の確保)

- 6 法令の定めるところにより、避難通路等の確保は次のとおり行う。
 - ① 階段、廊下には物品を置かない。
 - ② 避難経路となる部分は常に整理整頓し、避難の支障にならないようにする。
 - ③ 非常口は施錠しない。
 - ④ 防火戸は正常に作動するよう平素から機能保持につとめる。
 - ⑤ 防火戸の前に物品等を放置しない。
 - ⑥ その他の必要事項については、社(店)内防火規則に定める。

7

(火災発生時の活動)

- 7 火災発生時の活動は次のとおりとする。
 - ・避難および避難誘導は次のとおり行う。
 - ① 大声で皆に知らせる。
 - ② 物品持出しに気をとられない。
 - ③ 一度避難したら二度と出火建物に入らない。
 - ④ 落ち着いて避難経路を考える。
 - ⑤ 避難器具の使用も考える。
 - ⑥ 必要に応じて、タオル・マスク等を使用する。
 - (7) いたずらに騒ぎ立て、無秩序な行動にならないようにする。
 - (8)
 - ・通報連絡は次のとおり行う。
 - ① 非常ベルを鳴らす。
 - ② 119番に通報する。
 - ③ 社(店)内電話を使えない場合の通報方法を考えておく。
 - ④ 通報の内容は「火事です。____市___町___番地___です。近くに_____があります。大きく燃えています。(少し煙が出ています。)」等とする。

(5)

- ・消火活動は次のとおり行う。
 - ① 大声で皆に知らせる。
 - ② 消火器、水バケツ、屋内消火栓等を使用する。
 - ③ 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。
 - ④ 火を見ても慌てず落ち着いて行動する。

(5)

- ・消防隊の誘導は次のとおり行う。
 - ① 消防車両を誘導する。
 - ② 消防隊員を誘導する。
 - ③ 消防隊員に、出火場所・危険物品の存否・避難状況・その他消火活動上必要な情報を伝える。
 - 4

(消防訓練について)

- 8 消防訓練の内容及び注意事項は次の通りとする。
 - ① 消火器訓練 (消火器による模擬火災の消火をする。)
 - ② 水バケツ・水道ホースによる消火訓練 (手近な水を利用する訓練を行う。)
 - ③ 通報訓練(社(店)内の電話、その他による119番への通報訓練を行う。)
 - ④ 避難訓練 (避難器具の使用、非常ベルの使用、各室から扉・窓を閉鎖して避難訓練を行う。)
 - ⑤ 総合消防訓練 (消防隊と協力して訓練を行う。)
 - ⑥ 年2回以上実施する。
 - ⑦ 消防訓練は写真等で、できるだけ記録しておく。
 - ⑧ 随時又は新入社員等の採用時に必要な防災教育を行う。

- ⑨ 訓練実施日には、あらかじめ消防署へ通報する。
- ⑩ 特に避難訓練については、安全上の配慮を行う。

(11)

(消防用設備等の点検について)

- 9 消防用設備等の点検及び計画は次の通りとする。
 - ① 消防用設備等の外観点検及び機能点検を6ヶ月ごとにし、総合点検を1年目にあわせて実施する。
 - ② その点検結果を毎年 月に消防署へ報告する。
 - ③ その点検結果を 年に1度 月に消防署へ報告する。
 - ④ 上記の法定点検は(自社・委託)で行い、委託の場合の委託先は次の通りである。 委託先()
 - ⑤ 自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を防火管理者に報告する。防火管理者は、点検結果を管理権原者に報告するとともに、不備欠陥等については改修計画を樹立し改修する。

沙叶田凯 供於	点検実施年月	日				
消防用設備等	機器点検				総合点検	
消火器	月	日	月	日		
屋内消火栓設備	月	日	月	日	月	日
自動火災放報知設備	月	日	月	日	月	日
非常警報設備	月	日	月	目	月	日
避難器具	月	日	月	日	月	日
誘導灯	月	日	月	日		
	月	日	月	日	月	日

(火気管理等)

- 10 火気管理等は次のように行う。
 - ① 各部署ごとに火元責任者を定め、法令の定めるところにより喫煙・裸火・厨房・ボイラーなどの火気管理を 行わせ、その業務の実施について必要な事項は社(店)内防火規則に定める。
 - ② 日常消防用設備等の自主点検を行い、その内容・方法に付いては社(店)内防火規則に定める。
 - ③ 防火管理者台帳を常に整理し、防火管理について必要な記録をする。

4

(地震対策)

- 11 地震対策は次のように行う。
 - ① 地震発生直後は、身の安全を第一とし、二次災害防止のため速やかに使用中の火の消火を行う。
 - ② 火気使用は自粛し、使用に際しては、火気使用設備・器具の安全を確認し出火防止に努める。
 - ③ 在館者(客・従業員等)の安否確認、負傷者等の救済等の方法について協議する。
 - ④ 自主的に又は防災機関の避難勧告等により避難する。
 - ⑤ 震災に備えて、医薬品、携帯ラジオ、飲料水等の必要品を備える。

(6)

(工事中の防火管理)

- 12 防火管理者は、模様替等の工事を行うときは、工事中の安全対策を策定し、必要な指示を与えるとともに、 工事人に対して次の事項を遵守させる。
 - ① 溶接や溶断を行う場合は、事前に消火器等を準備する。
 - ② 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用を行わない。
 - ③ 工事場所ごとに火気の使用責任者を定める。
 - ④ 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受ける。
 - ⑤ 放火を防止するため、資機材等を整理、整頓をする。
 - ⑥ その他防火管理者が指示すること。

7

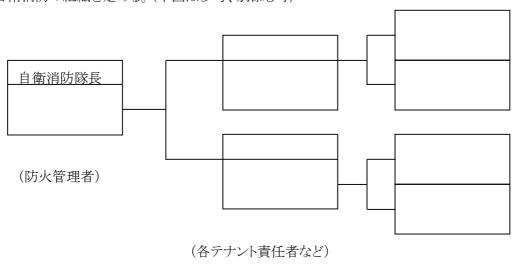
(放火防止対策)

- 13 次の各号に留意し、放火防止対策を講じる。
 - ① 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
 - ② 物置及び倉庫等の施錠を励行する。
 - ③ 終業時には、火気及び施錠の確認を行う。
 - ④ 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。
 - ⑤ ゴミ類は、ゴミ収集日の朝まではゴミ集積場に出さない。

(6)

(自衛消防の設置及び組織)

14 自衛消防の組織を定める。(下図は参考、別添も可)



(従業員氏名など)

(防災教育)

- 15 防火管理者は、従業員、新入社員及びパート等に対して計画的に下記のとおり防災教育を実施する。
 - ① 消防計画について
 - ② 従業員等が守るべき事項について
 - ③ 火災発生時及び地震発生時の対応について
 - ④ その他火災予防上必要な事項について

(防火管理業務の一部委託)

16 防火管理業務の一部委託について〔 該 当 ・ 非該当 〕

委託を受けて防火管理業務に従事するものは、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、命令を受けて適正に業務を実施するものとする。

受託者の氏名 住所等	職·氏名(名称) 住所等(所在地)		
防火管理者の 状況	防火管理者職·氏名 営業所等 教育担当者講習修了者 職·氏名、教育関係		
防火管理業務 の委託状況	委託範囲 委託業務実施方法	□ 常駐·□巡回·□遠隔監視 	

17	管理委託内容の写し等

1

2

(その他)

10	- ~ ツバルナラ (エニ)~ラコキ(バ	- (/ [. H		マケハーナルカ	, Tr is star	·	. 1_ 1_
12	この消防計画に記載し	」た内容以外に、	1木 日	、夜間等の緊	<u>У</u>	5先など必要	事項を記載し	エーオー
10		ンノことコイプンスノドリー、	. 111 11	、 イメ ロロマナマノ き	台 ハトメチャルロ	コルスと 火が女		d 9 0

1

2

(避難計画概要)

(地)	(赶飛山 凹风女)					
19	平面図添付又は、記入が必要					